

第 7 1 9 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成28年12月2日（金） 午後 4 時 00 分から
開 催 場 所	たかじょう庁舎 6階 会議室
出 席 委 員	楠瀬 裕久・西野 幸一・横山 桂一・加藤 孝幸・田内 正博・成岡 三男 鍋島 義信・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久・竹内 義昭・中山 忠明 前田 貴美雄・宇賀 巖・島田 研一・上田 博・久保 壽美男 以上 17 名
欠 席 委 員	森本 常喜・平田 文彦・氏原 嗣志 以上 3 名
部会外出席委員	会長 門田 博文・会長職務代理 大野 哲 以上 2 名
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・竹内主任・榮枝主査 以上 5 名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件 第6号議案 買受適格証明願の件 議案外（報告） ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件
備 考〔添付書類〕	○ 第719回農地部会議案書 ○ 現地案内図 ○ 平成28年度 今後のスケジュール（案） ○ 改正農業委員会法の施行に伴う農業委員会新体制移行案の概要

開 議 会 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) ただいまより第719回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。森本常喜委員、平田文彦委員、氏原嗣志委員の以上3名より欠席の報告が入っております。部会委員総数20名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することをご報告申し上げます。
常設審議委員会報告 議 長 門田会長	次に常設審議委員会の報告を、門田会長よりお願いいたします。 それでは高知県農業会議ネットワーク機構第8回常設審議委員会の報告をさせていただきます。 高知市農業委員会より農地の転用及び転用のための権利移動の許可申請を県に送付したく、11月29日午後1時30分、土地改良会館4階会議室において、第8回常設審議委員会が開催されました。農地法第5条の規定による諮問案件が2件ありました。その2案件について審査し、結果は許可相当として県に報告いたしました。その内訳を説明いたしますと、5条関係でございますが、申請の土地は、高知市仁井田、田、4,083㎡、申請の目的は砂利採取、一時転用でございます。次に5条関係でもありますが、申請の土地は、春野町芳原、463㎡、申請の目的は知的障がい者就労継続支援B型施設の新設でございます。以上2件の報告とさせていただきます。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、山崎茂盛委員と上田博委員の2名をお願いいたします。
議 議 長 竹内主任	ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 それでは第1号議案から説明させていただきます。 今月は継続審議の案件を含め、全部で9件の申請が出されております。 議案書は2ページからをご覧ください。

案件1から案件5は譲受人が同一の関連の案件となっておりますので、まとめて説明いたします。

案件1は、池、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、588 m²を、案件2から4は、池、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、49 m²外1筆、合計 91 m²のうち、案件2は持分2分の1を、案件3及び案件4は持分4分の1を、それぞれ譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請でございます。

現地案内図は案件1から4につきましてはNo.1をご覧ください。ピンク色で塗りました所が申請地となっております。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、柿を耕作する予定であるとのこと。

なお案件2から4につきましては、現地が未相続地であるため、相続戸籍を添付しての申請となっております。

また、事前審査会の席上、案件1から案件4までの現地が草刈できていないため、指導をして草刈してもらうべきではないかというご指摘があり、現地の草刈を行うよう申請者に指導しましたところ、草刈りを行った旨の連絡があり、12月1日付けで現地を確認いたしました。現地確認の結果、草刈りがなされておりましたのでご報告いたします。

次に案件5は、5月の第712回農地部会でご審議いただきましたが、現地が耕作できる状態であると認められないため、継続審議となっております案件でございます。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンク色で塗っております所が申請地でございます。

申請者には現地を耕作できる状況に原状回復するよう指導しておりますが、本日まで草刈り等が完了したという連絡はいただいております。ただし、地元の和田委員にお聞きしましたところ、現在、重機を入れまして農地にするための作業が進められているということでございます。

なお、譲受人は南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町にも農地を所有しておりますので、各市町村の農業委員会にそれぞれの市町村での耕作状況について確認いたしましたところ、いずれも譲受人は、所有地を耕作もしくは保全管理しているとの回答を事務局で確認しております。

農機具につきましては、トラクター等11台の大農機具を所有しており、本人のほか、妻も農業に従事しており、他に5名を臨時雇用しているため、効率的な利用が出来るとのこと。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に

従い営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのことです。

次に、議案書は3ページに進んでいただきまして、案件6は、介良、市街化調整区域、田、1,470 m²外1筆、合計2,877 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請となっております。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンク色で塗りました所が申請地でございます。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、借り受けている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を耕作する予定であるとのことです。

大農機具につきましては、トラクター等2台の大農機具を所有しているとのことです。また譲受人は農作業の経験があり、繁忙期等に臨時で人を雇うため、効率的な利用ができるとのことです。

なお、現地は未相続地であるため、相続戸籍を添付しての申請となっております。

また、譲受人の耕作面積は現在1,503 m²であり、下限面積の4反を下回っておりますが、今回の申請が許可となりますと、耕作面積は合計で4,380 m²となりまして、下限面積要件を満たすこととなります。

次に案件7は、春野町西分、市街化調整区域、田、1,838 m²外2筆、合計4,590 m²を、譲受人の新規営農のため、使用貸借権を設定するという申請となっております。

現地案内図はNo.4及びNo.5をご覧ください。いずれもピンク色に塗った所が申請地となっております。

申請書の別添によりますと、借人は今年9月に設立された法人でありまして、法人の現在事項全部証明書及び定款の写し等によりまして、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを事務局で確認しております。

今回の申請地では水稻及びトマトを耕作する予定でありまして、農機具につきましては、役員が所有する農機具を使用するとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等につきまして、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

また、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人はこれまで個人で行ってきた農業経営を法人化することに伴い、今回、農地を借り受けるとのことで、今後、ハウストマトの栽培を行っていくとのことです。

なお、申請地のうち一筆につきましては、平成26年3月に今回の貸人が農地法第3条の許可を受けて取得した農地であり、取得後3年を経過しておりませんが、貸人が代表取締役となり法人を設立したことに伴い、法人の経営農地として耕作を行っていくということです。

また、借人の現在の経営面積はゼロであり、下限面積要件を満たしておりませんが、本案件の許可申請が認められますと、経営面積が合計で 4,590 m²となり、下限面積を超えることとなります。

次に案件 8 は、公売によります農地の所有権移転案件となっております。

11 月 7 日に開催いたしました第 718 回農地部会におきまして、本案件の譲受人に買受適格証明を交付することについて追認をいただいておりますところですが、その後、譲受人が申請地を落札したため、今回の 3 条申請となったものです。なお、公売による農地の取得のため、譲受人からの単独申請となっております。

本案件は、春野町甲殿、市街化調整区域、田、786 m²を、経営拡大のため、落札により所有権を移転するという申請でございます。

現地案内図は No. 6 をご覧ください。ピンク色に塗った所が申請地となっております。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのこととです。

農機具につきましては、トラクター等 14 台の大農機具を所有しているとのこととです。

譲受人は農作業の経験があり、他に長男も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのこととです。

周辺農地への影響については、取得する田の周囲は水稻作地帯でありまして、取得後もこれまでどおり水稻を耕作するため、特に影響がないと考えるとのこととです。

次に、議案書は 4 ページをお開きください。

案件 9 も、先ほどの案件 8 と同様に、公売によります農地の所有権移転の案件となりますが、こちらは今月の第 6 号議案の案件 1 と関連の案件となりますので、まとめてご説明いたします。

先に買受適格証明の方から説明をいたしますので、議案書は 42 ページへお進みください。

第 6 号議案、買受適格証明願の件の 3 条の適格証明の案件 1 は、今回、3 条で申請が出ております土地の公売につきまして、譲受人が土地を買い受ける内容の証明でございます。

平成 28 年 10 月 24 日付けで買受適格証明願が提出され、地元委員の確認を得まして、10 月 25 日付けで証明書を交付しております。

それでは、議案書は 4 ページにお戻りください。

案件 9 は、買受適格証明を受けました譲受人が申請地を落札したため、改めて 3 条申請が提出されたものです。

また、本案件につきましては、公売による農地の取得のため、譲受人からの単独申請となっております。

本案件は、春野町甲殿、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、520 m²を、経営拡大のため、落札により所有権を移転するという申請でございます。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンク色で塗りました所が申請地でございます。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具につきましては、トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に夫も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、案件1から4及び案件5につきましては、現地が耕作できる状況であると認められれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、現地につきましては地元委員さんに確認をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

成岡委員 まず、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員 案件1から4については、現地が耕作できる状態でないため、許可要件を満たさないと判断しましたが、先ほど事務局から説明がありましてとおり、事前審査会のときと耕作状況が変わっておりますので、そのことを踏まえ部会の審議をお願いします。

議長 次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件5については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、現地の草刈等はしておりますが、まだ耕作できる状況であると判断できないとのことでしたので、継続審議が妥当と認めました。

案件6については、地元委員の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長 最後に第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員 案件7から案件9については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議 長	継続審議の案件 5 について別途審議をお願いします。 案件 5 については、先ほどの事前審査会の報告では、まだ現地が耕作できる状況であると判断できないため、継続審議が妥当ということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 5 につきましては、申請者に現地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 5 につきましては、現地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、今回の事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとして保留といたします。 次に案件 1 から 4 についても、別途審議をお願いいたします。 先ほどの事前審査会の報告では、事前審査会のときと耕作状況が変わっておりますので、そのことを踏まえ部会の審議をお願いしますということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
鍋島委員	現地を見たので報告します。 許可でかまわないのではないかと思います。草は刈られていました。
議 長	案件 1 から案件 4 につきましては、事前審査会の後、草刈りをしたことにより、現地が耕作できる状況になったと判断して、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 1 から 4 につきましては許可することに決定いたします。 次に案件 6 から案件 9 の審議をお願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では、現地が耕作できる状況であると判断できるということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 6 から案件 9 につきましては、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 6 から案件 9 につきましては、許可することに決定いたします 次に第 2 号議案、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件を議題といたします

竹内主任

す。事務局より議案の説明をお願いいたします。

第2号議案の説明をいたします。

今月は全体で9件の申請が出されております。議案書は6ページをお開きください。

議案書は6ページから8ページにまたがっております。案件1は、円行寺、市街化調整区域、田、479㎡外17筆、合計7,902.3㎡を、平成28年5月30日、相続により所有権を取得したことの届出となっております。現地は届出人が耕作しており、あっせんの希望は特にないとのことです。

続きまして案件2は、東秦泉寺、市街化調整区域、畑、198㎡外1筆、合計647㎡を、平成28年1月1日、相続により所有権を取得したことの届出です。現地は届出人が耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。

次に案件3は神田、市街化区域、田、456㎡外1筆、合計945㎡を、平成28年4月27日、相続により所有権を取得したことの届出です。

現地は届出人が耕作しているため、あっせんの希望は特にないとのことです。

次に案件4は、塩屋崎町二丁目、市街化区域、畑、1,248㎡のうち持分2分の1、他1筆、合計1,012㎡を、平成28年2月12日、相続により、所有権を取得したことの届出です。

現地は届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

なお、今回の相続によりまして、届出地の最終の持分は届出人外1名の共有となります。

次に、議案書は9ページから12ページまでまたがっております案件5は、高須、市街化調整区域、田、99㎡外25筆、合計10,455.16㎡を平成27年12月18日、相続により、所有権を取得したことの届出です。

申請地は、知人に耕作してもらっており、あっせんの希望はないとのことです。

なお、申請地のうち、持分の欄に3分の1という記載がある筆が何筆かございますが、この筆につきましては届出地の最終持分は届出人外2名の共有となります。

続きまして、案件6は、高須本町、市街化区域、畑、535㎡のうち519㎡を、平成27年12月18日、相続によりまして所有権を取得したことの届出です。

申請地は、届出人自らが耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。

次に、案件7は、大津、市街化調整区域、田、674㎡外1筆、合計1,555.70㎡を、平成28年4月22日、相続により、所有権を取得したことの届出です。

申請地は、現在、利用権を設定して貸しており、あっせんの希望はないとのことです。

次に議案書は13ページにまたがりまして、案件8は、春野町弘岡下、市街化調整区

域，田，632 m²外4筆，合計 1,908 m²を，平成 28 年 2 月 29 日，相続により所有権を取得したことの届出です。

現在，知人に耕作してもらっているため，あっせんの希望はないとのこと。

最後に案件 9 は，春野町内ノ谷，市街化調整区域，田，800 m²を，平成 28 年 9 月 13 日，相続により所有権を取得したことの届出です。

現在，届出人が耕作しているため，あっせんの希望は特にないとのこと。

なお，全ての案件につきまして相続登記が済んだことを事務局で確認しております。

以上で第 2 号議案の説明を終わります。

議 長

第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず，第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。

楠瀬委員

案件 1，2 については，受理相当と認めました。

議 長

次に第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員

案件 3 から 4 については，受理相当と認めました。

議 長

次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件 5，6，7 について，受理相当と認めました。

議 長

最後に，第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件 8 から案件 9 については，受理相当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見，質問なし)

議 長

ご意見，ご質問がないようでしたら審議を終わります。第 2 号議案につきましては，受理することに決定いたしますが，ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

第 2 号議案につきましては，受理することに決定いたします。

次に第 3 号議案，農地法第 5 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹内主任

第 3 号議案の説明をいたします。

今月は 2 件の申請が出されております。議案書は 15 ページをお開きください。

案件 1 は，仁井田，畑，590 m²外 3 筆，合計 2,846 m²を事務所及び作業場に一時転用するため，賃借権を設定するという申請となっています。

現地案内図は No. 8 をご覧下さい。ピンク色で塗りました所が申請地でございます。

農地の種別につきましては，農業振興地域の農用地区域内の農地となりますが，一時転用であり，不許可の例外に該当するものと考えております。

事業計画書によりますと、賃借人は現在、建設業を営んでおり、今回、国土交通省から、申請地南側堤防の耐震化及び液状化対策のための海岸堤防改良工事を受注したことに伴いまして、申請地を工事の現場事務所及び作業場に転用しようとするものでございます。

申請地を選んだ理由といたしましては、発注者であります国土交通省からの仕様書によりまして、施工ヤードは堤防より陸側に設けるよう指定がされており、申請地が該当する区域の中で唯一の休耕地であるため、この土地を選定したとのことです。

申請地の利用計画につきましては、現地では造成等を行わず、鉄板を敷きまして使用することです。申請地南側部分に堤防改良工事を行うため、クローラークレーンを設置する施工ヤード、西側に工事に使用する鋼管杭等を置く資材ヤード、北側に現場事務所、東側に作業員の駐車スペースを取るとともに、中央部分は資材運搬車両の回転スペースとして使用するという計画となっております。進入路につきましては、北側の県道より進入する計画でございます。

被害防除計画といたしまして、申請地の北側は県道、南側は海岸、東西には農地がございますが、東側農地の所有者のからの同意書が添付されております。西側の農地につきましては貸人のうち一人の所有地となっております。

工事及び工事関係車両の通行により生じる粉塵等につきましては、現地に鉄板を敷き、発生を防止するよう努めるとのことです。

また排水計画につきましては、現地に覆う鉄板の下に吸出しの防止材を敷きまして、自然浸透にて行うことになっております。

添付書類といたしまして、隣接農地の所有者の同意書等、必要な添付書類につきましては全て添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では、申請地は農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、農林水産課に確認をいたしましたところ、特に問題なしとの意見を確認しております。

また、都市計画法に基づく開発許可については必要ございません。

また、土木委員の意見につきましては、問題なしとの意見を事務局で確認済みでございます。

なお申請地のうち、議案書の一番下の筆につきましては未相続地となっております。

相続人は申請者のみであることを相続関係の書類から確認しております。

続きまして案件2は、春野町森山、登記地目 畑、現況 宅地、46 m²外1筆、合計105 m²を、隣接する既存の住宅の庭及び車庫に転用するため、所有権を移転するという申請となっております。

なお、現地は既に転用がされている土地であるため、始末書を添付しての申請でございます。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンク色で塗りました所が申請地となっております。

農地の区分につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由といたしまして、譲受人の住宅は申請地の北側に隣接しており、庭及び車庫として利用可能な場所として最適であったため、今回の申請地を選定したとのことです。

土地の利用計画といたしましては、全体を約40cm嵩上げし、一部は庭として使用、また、南側市道に隣接する部分には車2台を収納できる車庫を建築して利用しております。進入路といたしましては、申請地の南側市道から進入しております。

被害防除計画といたしまして、排水は雨水のみでありまして、南側及び東側のそれぞれ市道の道路側溝に排水しております。

添付書類といたしまして、始末書等、必要な書類は全て添付されております。

他法令の関係では、農振法関係では、農用地区域外となっております。

市道の側溝へ排水するための排水同意につきましては、不要であることを確認済みでございます。

また、土木委員の意見につきましては、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

以上で第3号議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

成岡委員 まず第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員 案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員 案件2については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。

ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件1につきましては、農用地区域内農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮

委員
議長

問した後に、許可相当として県知事に送付することに、案件2につきましては、許可相当として県知事に送付することといたしますがご異議ありませんか。

(異議なし)

案件1につきましては、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当として県知事に送付することとし、案件2につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。

竹内主任

次に第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

第4号議案の説明をいたします。

今月は全体で38件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が14件、更新設定が24件となっております。

17ページをご覧ください。利用権設定につきまして総括表を掲載しております。

1が、利用権設定の総括表でございます。

表の中で、一部誤りがございましたので、お手元の資料の修正をお願いいたします。

上段の、一番左にとりまとめ表とあります表の、中央よりやや左側、更新・新規の別の筆数と面積の項目につきまして、筆数と面積が誤っておりました。正しくは、更新が85筆で47,200.00㎡、新規が48筆で31,792.14㎡でございます。合計の数値の方には誤りはございません。

また、下の地区別の表につきましても修正をお願いいたします。まず一番左側の地区別の地区の名前を書いてありますところのすぐ右側でございますが、貸し手の人数のところでは修正がございました。まず鴨田地区の貸し手の人数は、人数、延人数とも2に修正をお願いします。また大津地区の貸し手の人数を7に、延人数を13に修正をお願いします。また五台山地区の貸し手の人数、延人数はともに2に修正をお願いいたします。最後に市外の貸し手の人数、延人数ともに4に修正をお願いいたします。

また、表の中央にございます更新・新規の別の筆数と面積、この欄の大津地区の欄の更新を19筆、面積が14,495.00㎡に、新規を9筆、8,855.00㎡に、また合計の欄を、更新が85筆で47,200.00㎡、新規が48筆で31,792.14㎡に、それぞれ修正をお願いいたします。

大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。

それでは表の説明をさせていただきます。

今月は、利用権を設定する者が36人で延べ43人、利用権の設定を受ける者が25人で延べ43人となっております。

土地の内訳は、田が102筆で63,299.14㎡、畑が31筆で15,693㎡です。また、設

定の内訳を見ますと、新規設定が 48 筆で 31,792.14 m², 更新設定が 85 筆で 47,200.00 m²となっています。

期間別に見ますと 3 年未満が 19 筆, 7,746.00 m², 3 年から 6 年未満が 100 筆, 59,916.14 m², 10 年以上が 14 筆, 11,330.00 m²となっております。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものでございます。詳細につきましては省略させていただきます。

それでは、利用権設定の案件につきまして、新規の案件のみをご説明してまいります。議案書は 18 ページをお開きください。

18 ページから 19 ページにまたがりまして、案件 3 は、五台山, 田, 727 m²外 8 筆, 合計 5,227.14 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間, 貸すという賃借権の新規設定でございます。

次に議案書は 21 ページをお開きください。

案件 6 は、仁井田, 田, 1,814 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの 1 年と 1 ヶ月間貸すという賃借権の新規設定でございます。

本案件の申請地は未相続地ではありますが、設定期間が 5 年以内であり、相続権者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局にて確認をしております。

次に、議案書は 22 ページに移りまして、案件 8 は、布師田, 田, 1,199 m²を、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定でございます。

次に議案書は 23 ページに移りまして、案件 11 は、布師田, 田, 247 m²外 2 筆, 合計 1,760 m²を、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定でございます。

次に案件 12 は、布師田, 田, 988 m²外 1 筆, 合計 1,956 m²を、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという、使用賃借権の新規設定でございます。

次に議案書は 27 ページに移りまして、案件 17 は、中間管理権の設定によりまして、高知県農業公社が農地を借り受けるという内容の申請でございます。

高須大谷, 田, 47 m²外 5 筆, 合計 1,301 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという、使用賃借権の新規設定でございます。

なお、本件の最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定であるとのことです。

次に、議案書は 29 ページに移りまして案件 22 と 29 ページから 32 ページにまたがり案件 24 の 2 つが関連の案件となりますので、まとめてご説明をいたします。

案件 22 は、大津, 田, 1,062 m²を、案件 24 は、大津, 田, 1,074 m²外 7 筆, 合計

7,293 m²を、それぞれ、平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 3 年間貸すという、賃借権の新規設定となっております。

議案書 34 ページから 35 ページにまたがります、案件 30 は、春野町弘岡中、登記地目 田、現況 畑、1,253 m²外 3 筆、合計 5,035 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日までの 10 年間、貸すという賃借権の新規設定でございます。

次に案件 31 は、春野町弘岡下、畑、125 m²外 3 筆、合計 626 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 3 年間、貸すという賃借権の新規設定となっております。

続きまして、議案書は 36 ページをお開きください。

案件 35 と案件 36 は、借人が同一の案件となりますので、まとめてご説明をいたします。案件 35 は、春野町秋山、田、495 m²外 1 筆、合計 987 m²を案件 36 は、春野町秋山、田、826 m²を、いずれも、平成 29 年 1 月 1 日から平成 32 年 2 月 5 日までの 3 年 1 ヶ月間、貸すという賃借権の新規設定となっております。

なお、借人は平成 2 年 2 月に設立された法人であり、法人の履歴事項全部証明書及び定款の写し等によりまして、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを事務局で確認しております。

また、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は平成 2 年から約 240a の借地で野菜、花卉類の苗の受注生産を中心に、トマトやブルーベリー等の農産物の生産、販売、また関連事業といたしまして培土の製造、販売を行っているとのことで、当該申請地は以前から借り受けて耕作している農地であり、今後も継続して耕作していく計画であるとのことです。

続きまして、議案書 36 ページから 37 ページにまたがります、案件 37 と案件 38 は、議案外報告の農地法第 18 条第 6 項の規定によります合意解約通知の件の案件 5、6 と関連の案件となります。まとめて説明をいたします。

まず合意解約の方からご説明いたしますので、議案書は 55 ページをお開きください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、案件 5 と案件 6 は、いずれも、今回の利用権の貸人と借人の間で結ばれておりました利用権の解約に関する案件でございます。

借人のお 2 人は、それぞれ別の時期に貸人から農地を借り受けておられましたが、この度、実際に借りて耕作をしている農地と、利用権の設定をしている農地との地番が食い違っていることが明らかとなり、正しい地番で土地の貸借をし直すため、合意

解約の手続きを行ったものでございます。

それでは、利用権の説明に戻ります。議案書は 36 ページと 37 ページにお戻りください。

まず案件 37 は、春野町森山、登記地目 田、現況 畑、748 m²のうち 496 m²外 2 筆、合計 1,011 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年 6 ヶ月間貸すという賃借権の新規設定となっております。

続きまして案件 38 は、春野町森山、登記地目 田、現況 畑、578 m²のうち 498 m²外 2 筆、合計 1,695 m²を平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 4 年 7 ヶ月間、貸すという賃借権の新規設定でございます。

なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は独立を目指してキュウリ農家の元で研修をし、8 月より今回の申請地を借りて耕作に取り組んでおりますが、先にもご説明いたしましたとおり、その際、利用権設定をしましたところ土地の誤りがあったため、申請をし直すということでございます。申請地ではハウスキュウリを栽培しており、今後は経営基盤が整い次第、経営面積の拡大を図っていきたいとのことでございます。

以上、全ての案件につきまして、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

すべての案件につきまして妥当なものと決定されますと、平成 29 年 1 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものでございます。

以上で、第 4 号議案の説明を終わります。

議 長

第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

楠瀬委員

まず、第 1 事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。

議 長

案件 1 については、妥当と認めました。

成岡委員

次に第 2 事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

議 長

案件 2 から 6 については、妥当と認めました。

竹内委員

次に第 3 事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

議 長

案件 7 から 29 については、妥当と認めました。

上田委員

最後に第 4 事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

議 長

案件 30 から 38 については、妥当と認めました。

委 員

事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。

ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

(意見・質問なし)

議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 1 から案件 38 につきましては、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 1 から案件 38 につきましては妥当なものと決定することにいたします。 次に第 5 号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	それでは第 5 号議案の説明をいたします。議案書は 39 ページをご覧ください。 今月は 5 件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等につきましては、議案書のとおりでございます。 地区の内訳は、鴨田が 1 件、三里が 1 件、長浜が 1 件、一宮が 1 件、40 ページに移りまして春野が 1 件となっております。 全て地元委員さんの確認を得まして、証明書を交付しております。 なお 1,000 m²を超える案件につきましては、事務局でも確認しております。 追認をお願いいたします。
議 長	第 5 号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 第 5 号議案につきましては追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第 5 号議案につきましては、追認することに決定いたします。 次に第 6 号議案、買受適格証明願の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	それでは第 6 号議案の説明をいたします。議案書は 42 ページをお開きください。 今月は 2 件の申請があり、地元委員さんの現地確認と、問題なしとの意見を踏まえ、事務局長専決により証明が出されております。 買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売等の際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買受けることができることの証明です。 競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第 3 条許可もしくは農地法第 5 条による届出が必要となります。 もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第 3 条による農地の買受、あ

るいは農地法第5条による転用のための農地買受ができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、あらかじめ落札した場合に農地法第3条許可もしくは農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものでございます。

42 ページは、3条で農地を買い受ける内容での買受適格証明でございます。

案件1は、第1号議案の中で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に43 ページは、5条の届出により、転用のために農地を買い受ける内容での買受適格証明を掲載しております。

長浜、市街化区域、畑、442 m²につきまして、露天駐車場に転用するため、土地を買受けるという内容の申請でございます。

国税局の公売に参加するため、買受適格証明願が出されたものです。

以上、全ての案件につきまして、公売、競売に参加するため買受適格証明願が提出され、地元委員さんにご確認をいただきまして、証明書を交付しております。追認をお願いします。

議 長 第6号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 (意見・質問なし)

議 長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

第6号議案につきましては追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 第6号議案につきましては追認することに決定いたします。

続きまして、議案外の報告を一括してお願いいたします。

竹内主任 それでは議案外の報告を順に説明させていただきます。

まず1番が、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件でございます。

議案書は45 ページをお開きください。

今月は、12 件の届出が出されております。

なお、全ての案件につきまして、地元委員さんの確認を得まして、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、朝倉が2件、46 ページにまたがりまして鴨田が4件、潮江が1件、中央が2件、一宮が1件、47 ページに移りまして高須が1件、大津が1件となっております。

次に2番が、農地法第5条第1項第6号の規定によります農地転用届出の件でございます。

議案書は49 ページをお開きください。

なお、議案書に誤りがございましたので、お手元の資料の修正をお願いいたします。案件1、2及び案件3の1段目と2段目につきまして、土地の面積の右側に土地の区分の記載がございますが、こちらが農用地となっておりますが第一種中高層住居専用地域の誤りでございます。大変申し訳ございません。

今月は、16件の届出が出されております。

なお、全ての案件につきまして、地元委員さんの確認を得まして、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、50ページにまたがりまして朝倉が4件、旭が1件、秦が1件、潮江が2件、中央が1件、51ページに移りまして五台山が1件、長浜が2件、一宮が1件、52ページにまたがりまして高須が2件、大津が1件となっております。

次に3番といたしまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件でございます。

議案書は54ページをお開きください。

今月は6件の届出が出されております。

案件5と6につきましては、利用権の説明の中で一括してご説明いたしましたところでございます。

その他の案件1から案件4につきましては、地元委員さんに合意解約に相違ないことをご確認いただきまして、届出を受理しております。

次に4番といたしまして、農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件につきまして掲載をしております。

議案書は57ページをお開きください。

今月は、賃借権設定の取下の申請が1件ございました。

11月の第718回農地部会にてご審議いただいた案件でございますが、譲受人の就農時期が変更となり、耕作開始の時期を変えたいということで、11月の農地部会の前に取下願が提出され、同日付で受理をしております。

以上で、議案外報告を終わります。

議長

議案外の報告が終わりました。

委員

(意見、質問なし)

議長

ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。

その他として何かご意見やご質問はございませんか。

委員

(意見、質問なし)

議長

ご意見やご質問がないようですので、事務局の報告に移ります。

事務局報告 岩崎次長	平成28年度今後のスケジュール(案)及び改正農業委員会法の施行に伴う農業委員会新体制移行案の概要について、それぞれ資料に基づき説明を行う。
次回農地部会 議長	次回の農地部会は1月5日(木)を予定しております。
閉 議長	以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後17時5分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 29 年 1 月 5 日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

上田 博

議事録署名委員

山崎 茂盛

議事録作成者

栄枝 真実